

「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版(案)」に対するパブリック・コメント手続に基づく意見募集の結果一覧表

・意見の募集期間 令和5年(2023年)3月1日(水)～3月30日(木)  
 ・提出意見件数 4人 12件

\* ご意見ありがとうございました。

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
1			<p>個別の人権問題についての順序について                      近隣市における人権に関する方針等の記載を調査した結果、6市において①女性②子ども③高齢者④障がいのある人⑤同和問題・・・の順となっている。</p> <p>これと比較して、宝塚市は①部落差別②障がいのある人③女性④高齢者⑤子ども⑥外国人⑦インターネット⑧性的マイノリティ⑨様々な人権問題の順になっており、1番目を「部落差別」としていることに何らかの意図があると考えられるが、見直しが必要ではないか？</p>	<p>【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】</p> <p>部落差別は、人がつくり出した差別であり、他の差別とは根本的に成り立ちが違っていることを主眼において、そういった差別が無くならないということが人権問題の根本にあると認識しています。そのため、1番目に掲載しておりますが、課題の掲載順によって、取り組みの優先順位や重要度を表しているものではありません。</p>	—
2	計画全般に関すること		<p>「部落問題をはじめ」との表現について                      第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)の本文のなかに「部落差別をはじめ」という言葉が多く用いられている。</p> <p>「～をはじめ」という言葉は複数のもので代表的なものとして強調するときに使われる。つまり、「部落差別をはじめとする様々な人権問題」との表現は人権問題のなかで代表的なものが「部落差別」であり、それを強調することを意味する。5ページ「国内での取組」の文中の「部落差別をはじめ」や6ページ「市の取組」の文中の「部落差別をはじめ」では、時間としての要素で使用していると思われるが、その場合は「～から始まり」などの表現の方が適切と考える。</p> <p>近隣市の人権に関する方針等では「部落差別をはじめ」との言葉は宝塚市の方針ほど頻繁には使われていない。</p>	<p>【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】</p> <p>部落差別は、人がつくり出した差別であり、他の差別とは根本的に成り立ちが違っていることを主眼において、そういった差別が無くならないということが人権問題の根本にあると認識しています。さらに、その他の差別や人権に関わる問題についても同様に無くしていかなければならないことから、「部落差別をはじめ」という表現をしています。</p>	—
3			<p>人権教育・啓発の取組について                      「4. 第3次基本方針策定後の現状と進捗管理」の「(2) 行動計画の進捗管理」(P14)の文中では「主に若手職員を対象とした部落差別に関する研修や、性的マイノリティに関する研修を全職員が受講する取組を進めるなど」とある。</p> <p>また、「(3) 関係団体などとのネットワークの構築」(P16)の文中では「市職員が市人権・同和教育協議会や伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会などの会議に出席し、啓発事業を共同で開催するなど、効果的な推進を図ります」とある。市人権・同和教育協議会は、その名称からも同和(部落差別)問題を他の人権問題とは区別して特別なものとして位置付けている。</p> <p>上記の記述から、市職員の研修や啓発事業においても「部落差別」が他の人権問題と違い特に重視されていると考えられるが、見直しが必要ではないか？</p>	<p>【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】</p> <p>過去、職員の対応に過ちがあったということを発端に、職員として、部落差別解消推進法に定められている責務を着実に遂行するため、部落差別に関して繰り返し研修を実施しています。</p> <p>職員の入れ替わりもあることから、今後も、継続して取り組んでいかなければならない課題であると認識しております。</p> <p>また、他の人権課題についても、職員一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組み、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させるよう努めます。</p>	—

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
4	計画全般に関すること		<p>日本の男性5%、女性0.5%の割合で存在する色覚異常は遺伝なので障がい者ではないですが、該当者にとっては、色彩に対して常に劣等感を持ちながら生活していると思っています。今は、ひと昔前とは違い、色覚異常者に対する社会的な差別事象（進学・就職・検定試験での受験制限）は、法改正等によりほぼ撤廃されました。義務教育課程の学校現場では、色覚検査が廃止されたことに伴い、教師は色覚異常を持つ子どもの把握が出来なくなり、その存在が見えなくなり、表面的には色覚問題は浮上せず解消したようになっていないでしょうか。では、最近の色覚異常者を取り巻く環境はどう変化してきたか。デジタル機器の発達やユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進などにより、文字表示主流から色彩を採り入れた表示が増えていきます。</p> <p>たとえば、病院での診療科案内を床の色ラインで表示するとか、各種の統計資料を色別表示するなど、健常者にとってはカラフルでわかり易いと思いますが色覚が正常でない者にはストレスに変わります。</p>	<p>【ご意見ありがとうございます。一部見直します。】</p> <p>ご意見を参考に、多様な色覚に配慮したカラーユニバーサルデザインについて追記します。色覚の多様性を意識し、正しい知識を持つことは大切なことだと考えていますので、一部加筆します。</p>	<p>68ページ最終行に</p> <p>「また、広報、啓発の際は、ユニバーサルデザインフォント、カラーユニバーサルデザインを意識して取り組みます。」及び、カラーユニバーサルデザインについての注釈「色覚の多様性に配慮して、情報がなるべくすべての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。」を加筆します。</p>
5			<p>自らの色覚問題に向き合う義務教育課程の子どもと接する教師等には、教室内にも色覚で悩む子が居ることを知って接して欲しい。教育委員会では、若い教師にこの方面の研修はされているのでしょうか。長々と書きましたが、今回の提案が主旨に沿うものでなければ、「先生と市民のための人権教育・啓発パンフレット」においてご検討くだされば幸甚に存じます。</p>	<p>【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】</p> <p>学校園においては、小学校4年生時に希望者を対象に検査を実施しています。</p> <p>また、学校園においては「学級には色覚に課題のある子どもがいる」ということを前提に保育、授業を進めています。黒板の板書の仕方、色の組み合わせや名称に関する事に特に留意しながら教室経営を行っています。色覚に課題のある子どもたちにも課題のない子どもたちにも見やすい、過ごしやすい環境づくりに努めています。</p> <p>今後もすべての子どもたちが安心できる学校園をめざしてバリアフリー教育を進めていきます。</p>	<p>—</p>

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
6		51   15 ・ 16	「日本の朝鮮に対する植民地支配と同化政策」という表現は、そうした意味でふさわしくありません。この表現は、記述主体が朝鮮半島に国籍を有する人たちのものとなっています。もしも記述するとすれば、「植民地経営と近代化政策」と変更しなければなりません。その評価は立場によって異なってくるからです。	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 今回の改定は、新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合、課題と具体的施策の方向性の追記、重点施策の設定を主な見直し点としているため原案のままとします。 ご意見については、宝塚市人権審議会の意見等も踏まえ、検討していきます。	—
7	特定の部分に関すること	51   15 ・ 16	「多くの人々が強制連行や徴用といった形などで日本に住むことを余儀なくされてきたという事実があります。」という表現も不適切なものです。 「強制連行」という表現は、私たちの日本国政府が令和3年に不適切であるとする答弁書を閣議決定しています。今春からは、高校で使われる歴史教科書では、朝鮮半島からの勤労動員に関し「強制連行」「連行」といった不適切な用語を使った記述は修正されています。宝塚市教育委員会においてもこのことはご理解のほうです。「徴用」についても募集に応募して来日してきた人々がいるということです。したがって当然「住むことを余儀なくされてきたという事実」はなく、事務手続き手数料を支払い、特別永住の許可を得て在住していることとなっています。許可を得て在住している外国籍の人たちは、その条件を満たしているということです。すなわち、条件を満たさない場合、「退去強制の特例」措置が取られることとなります。(出入国管理に関する特例法) よって、以下の修正が必要と考えます。 ①「強制連行」は削除	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 今回の改定は、新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合、課題と具体的施策の方向性の追記、重点施策の設定を主な見直し点としているため原案のままとします。 ご意見については、宝塚市人権審議会の意見等も踏まえ、検討していきます。	—
8		51   15 ・ 16	②「徴用」は「公募による労働者募集」、もしくは「労働者動員」と変更	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 今回の改定は、新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合、課題と具体的施策の方向性の追記、重点施策の設定を主な見直し点としているため原案のままとします。 ご意見については、宝塚市人権審議会の意見等も踏まえ、検討していきます。	—
9		51   15 ・ 16	③「余儀なくされた事実」は「選択してきた事実」と変更	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 今回の改定は、新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合、課題と具体的施策の方向性の追記、重点施策の設定を主な見直し点としているため原案のままとします。 ご意見については、宝塚市人権審議会の意見等も踏まえ、検討していきます。	—

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
10	特定の部分に関すること	51   27	「学校園においては、<ウリコチャンたからづか>を活用した授業や職員研修を充実させる」は削除。<ウリコチャンたからづか>は<パート3>発行以来20年近く改訂もされておらず、内容的にも偏りがあり、国際的視点に立った国際理解教育の教材としてはふさわしくありません。<パート3>は、専門学校等の各種学校の宣伝内容とも受け取られかねない内容となっており、市民の税を使ってまで教材化する必要はありません。	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 <ウリコチャンたからづか>は、市が作成した市における在日韓国・朝鮮人の歴史などを掲載した啓発冊子です。前回改訂より時間が経っていることは、認識しています。内容が経年変化するものとは考えていませんので、啓発冊子として活用していきます。	—
11		51   27	国際理解教育の領域は、近隣の市もふくめ、この20年の間に研究・実践が深められてきています。これらから学び、早急に遅れを取り戻さなければなりません。よって、削除部分に変えて、「国際的視点をもった市民育成のための教材開発・研究授業をすすめる」とともに、国際理解教育の職員研修を充実させる」と記述する。	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 国際理解教育は、文部科学省の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」に基づき、学校においては、総合的な学習の時間のカリキュラムに位置づけ授業を実施しています。引き続き、授業及び教材開発のための研修会等を充実させていただきます。	—
12		39   1	3. 女性①男女共同参画社会の実現のための教育、学習、啓発に関して女性差別撤廃条約選択議定書に関する学習会や討論会を実施して、その上で「選択議定書批准を求める意見書」を是非市議会で検討してください。	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 今後とも、男女共同参画社会実現のための教育、学習、啓発の推進を進めてまいります。	—